

南九州市告示第20号

地方税法第20条の2，南九州市税条例第18条，介護保険法第143条，国民健康保険法第78条の規定に基づき，下記のとおり公示送達する。

令和8年2月2日

南九州市長 塗 木 弘 幸

記

1 公示送達する書類

令和7年度 市県民税督促通知書	(4期)
令和7年度 国民健康保険税督促通知書	(8期)
令和7年度 介護保険料督促通知書	(8期)

2 公示送達を受ける者の氏名及び住所

別紙のとおり

市県民税督促通知書	2人(2件)
国民健康保険税督促通知書	1人(1件)
介護保険料督促通知書	1人(1件)

3 書類の交付

公示送達する書類は，市税務課で保管し，送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

